

第96回 食の安全「基本のお話」



食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

消費者庁※は、誤解を与えやすい「無添加」「不使用」等の表示において、食品表示基準の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてガイドラインを策定しました。

※消費者庁：商品やサービスの購入・利用に伴う事故や不当な販売方法による不利益といった被害から消費者を保護・救済するため、2009年に設置された行政機関。

詳細はコチラ



消費者庁「食品添加物の
不使用表示に関する
ガイドライン検討会」

食品選択時に誤認させるような 任意表示※は、禁止されています。

食品表示基準第9条は、任意表示でも、実際の食品より著しく優良または有利であると誤認させる表示や、内容物を誤認させるような表示を禁止しています。

※任意表示…企業が消費者に伝えたい商品の特徵や付加価値に関する情報

背景

「無添加」「不使用」という表示によって、「食品添加物を使っていない食品のほうが優れている（安全、おいしい、体に良い）」と誤認している消費者が多い※ことが問題になっています。

※2020年消費者庁実施の消費者意向調査では、約6割の方が食品添加物を使っていない食品の方が優れていると回答。

表示禁止事項に該当するおそれが高いと 考えられる表示（ガイドラインから抜粋）

①単なる「無添加」

何が無添加なのか不明確

②「合成保存料無添加」「人工甘味料不使用」 「天然着色料使用」等

食品表示基準では、添加物に「天然」という表示は認められておらず、2020年に「人工」「合成」という用語が削除されました。

多くの方が「合成」や「人工」を冠した食品添加物は体に悪く、「天然」「自然」は良いというイメージを持たれていますが、食品添加物は合成、天然を問わず、国が安全性を確認したも

のだけを使っても良いとする制度になっています。食品衛生法でも「天然だから安全」とは言えないとして、「天然」と「合成」を区別していません。

③当該の食品に使用が認められていない 添加物を「不使用」と表示

例 清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示

※清涼飲料水へのソルビン酸の使用は認められていません。



④類似の機能を持つ原材料を使用した 食品への表示

例 乳化作用を持つ原材料を使用した食品に
「乳化剤不使用」と表示

⑤健康、安全と関連付ける表示

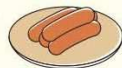
食品添加物は、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国が使用を認めています。「食品添加物不使用が安全」という科学的根拠はありません。

例 「無添加だから安全・安心」
「無添加だから体にやさしい」

⑥おいしい理由として表示

因果関係を説明できない場合

例 「無添加なので、おいしい」



食品関連事業者等は、ガイドラインに基づく
表示の見直しが求められます。

いずみ市民生協は、以前から食品添加物等で消費者に誤解を与えるような表示を行わないように努めてきました。引き続き、このガイドラインに沿って、適正な表示を行っていきます。

